

短時間労働者の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例該当者の
経過措置にかかるQ&A

Q 1

障害者・長期加入者特例とは何ですか？

A 1

60歳から65歳までの老齢厚生年金については、生年月日に応じて、受給開始年齢が引き上げられます。しかし、障害をお持ちの方、長期加入者の方には、特例として、次のいずれかに該当する場合は、報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。

- ①障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にあること
- ②厚生年金保険の被保険者期間が44年（共済組合等の期間は含みません）以上ある方

Q 2

自分が障害者・長期加入者特例に該当するのか確認したい。

A 2

障害者・長期加入者特例に該当しているかの確認については、お近くの年金事務所または「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。「ねんきんダイヤル」の電話番号は、0570-05-1165（ナビダイヤル）です。お問い合わせの際には、基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

Q 3

経過措置の対象となる方はどのような方ですか？

A 3

対象者は以下のとおりです。

- ・平成28年9月30日以前より障害者・長期加入者特例に該当している年金を受けている方
- ・かつ、平成28年9月30日以前より同じ事業所に勤務しており適用拡大によって短時間労働者として資格取得した方

平成28年10月1日に同じく厚生年金保険に加入した方でも、平成28年9月30日以前に同じ事業所で勤務していなかった場合は対象外となります。

なお、平成28年9月30日以前より同じ事業所に継続して勤務していた事実について、日本年金機構において把握する機会がないため、ご本人から届書を提出いただくこととしています（Q5参照）。

Q 4

なぜ届書を提出しないと年金が停止されてしまうのですか？

A 4

10月1日に短時間労働者として加入した受給者の方が、9月30日以前から引き続いて同じ事業所に勤めていたかどうか日本年金機構において確認できないことから、お届けにより経過措置の対象者を把握し年金をお止めしないこととしています。

Q 5

届書を提出するにあたり必要な書類は何ですか？

A 5

「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」(届書)の提出にあたっては、次のいずれかの書類を添えて、お近くの年金事務所へ提出してください。

- ・平成28年9月30日以前から引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類(平成28年9月以前の勤務が確認できる給与明細書や雇用契約書)
- ・平成28年9月30日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明書(届書の事業主証明欄により証明いただくことでも可)

Q 6

なぜ定額部分の支払いが1月遅れとなるのですか？

A 6

お客様からお届けをいただいた上で、該当の方の年金額を個別に計算し、振込額を登録する作業に一定期間を要するため、通常の前払月までに間に合わせることができず、翌月にお支払いを行うこととなります。

なお、通常の前払月でお支払いできるようコンピュータシステム改修を検討していますので、それまでお支払いが遅れることについてご理解をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構ホームページではお近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧ください。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>